

草津市告示第151号

草津市総合計画策定委員会設置要綱および草津市総合計画策定市民会議開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市総合計画策定委員会設置要綱および草津市総合計画策定市民会議開催要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 草津市総合計画策定委員会設置要綱（平成30年草津市告示第304号）
- (2) 草津市総合計画策定市民会議開催要綱（平成31年草津市告示第50号）

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年4月1日揭示済み）

草津市告示第152号

草津市総合計画推進委員会設置要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市総合計画推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 草津市総合計画（以下「総合計画」という。）を推進するため、草津市総合計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の進捗管理に関すること。
- (2) SDGsに関すること。
- (3) その他総合計画の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員を

もって組織する。

2 委員長は、市長をもって充てる。

3 副委員長は、副市長をもって充てる。

（委員長等）

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長が所管の副市長、他の副市長の順序によりその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（幹事会）

第6条 委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

（庶務）

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年4月1日揭示済み）

草津市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可した地縁による団体について、平成30年草津市告示第171号により告示した事項に変更があったので、同条第10項後段の規定により告示する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 名称  
下物町内会
- 2 変更があった事項  
代表者の氏名および住所  
福谷 義孝  
草津市下寺町286番地

(令和3年4月1日掲示済み)

草津市告示第154号

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱（平成28年草津市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「または当該対象世帯」を「（以下「世帯主等」という。）世帯主等」に改め、「居住する者」の右に「または世帯主等から引換券の受領の委任を受けた者」を加え、同項第2号中「対象世帯の世帯主または世帯員」を「世帯主等」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「1度限り」の右に「とし、次に掲げる方法のいずれかによるもの」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 世帯主等または世帯主等と同一住所に居住する者が、環境政策課の窓口において草津市指定ごみ袋引換券再交付申請書（別記様式第5号）を提出し、再交付を受ける方法
- (2) 世帯主等から引換券の受領の委任を受けた者が、環境政策課の窓口において委任状兼草津市指定ごみ袋引換券等代理受領書（別記様式第4号）および草津市指定ごみ袋引換券再交付申請書（別記様式第5号）を提出し、再交付を受ける方法

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表中「第4条第3項、第5条第3項関係」を「第

4条第3項、第5条第2項関係」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号中

「町内会印」を削る。

別記様式第3号中

「

ADDRESS 住所	草津市
BIRTHDAY 生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日

」を

「

ADDRESS 住所	
BIRTHDAY 生年月日	年 月 日

」に、

「

BIRTHDAY 生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
------------------	-------------------------

」を

「

ADDRESS 住所	
BIRTHDAY 生年月日	年 月 日

」に、

「

本人確認書類	運転免許証・健康保険証・在留カード・パスポート・年金手帳 マイナンバーカード（個人番号カード）・シルバーほっとカード 障害者手帳・介護保険証・その他（ ）
--------	---

」を

「

本人確認書類	
世帯主との関係	委任の理由

」に

改める。

別記様式第4号中「第4条第2項第2号関係」を「第4条第2項第2号、第5条第1項第2号関係」に改め、「㊟」を削り、

「

本人確認書類
運転免許証・健康保険証・在留カード・パスポート・年金手帳 マイナンバーカード（個人番号カード）・シルバーほっとカード 障害者手帳・介護保険証・その他（ ）

」を

「

本人確認書類

」に

改める。

別記様式第5号中「第5条第2項関係」を「第5条第1項第1号、第2号関係」に改め、「印」を削り、

「

本人確認書類	運転免許証・健康保険証・在留カード・パスポート・年金手帳 マイナンバーカード（個人番号カード）・シルバーほっとカード 障害者手帳・介護保険証・その他（ ）
--------	---

」を

「

本人確認書類	
--------	--

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市告示第155号

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市国民健康保険税減免取扱要綱（平成12年草津市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、盗難」を削り、同条第5項中「国税徴収法（昭和34年法律第147号）第76条第1項第4号の規定による給料等の差し押さえ禁止の基礎となる金額（以下「生活扶助基礎額」という。）」を「生活扶助基礎額（納税義務者のみが被保険者の場合は10万円とし、当該世帯に属する被保険者がある場合は、これらの者1人につき45,000円を加算した額とする。以下同じ。）」に改める。

第8条の見出し中「取消」の右に「または減免額の変更」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、保険税の減免措置を受けた者が、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、減免額を変更することができる。保険税の減免額を変更した場合は、速やかにその旨を国民健康保険税更正・決定通知書により、当該納税義務者に通知する。

- (1) 税額の課税額に変更があったとき。
- (2) 所得減少割合に変更があったとき。

付則第2項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

付則第6項を削り、付則第5項各号列記以外の部分中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「令和2年分収入見積書」を「令和3年分収入見積書」に、「令和2年1月」を「令和3年1月」に改め、同項を第6項とし、付則第4項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を第5項とし、付則第3項の次に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減

少が見込まれる場合等における減免の対象となる保険税)

4 付則第2項各号の事由に該当する者が減免を受けようとする場合、減免の対象となるのは令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものとする。ただし、令和2年度分の保険税について、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降に納期限が到来するものについては、減免対象とする。

付則第7項中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「付則第2項の事由に該当しないことが判明した場合」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の1項を加える。

(令和2年度の保険税の減免に関する特例)

8 改正後の第2条第1項第2号に定める総所得金額について、令和2年中の計算方法は令和元年中の総所得金額の計算方法に準ずるものとする。

別表中

損害程度(居宅または収入源となる資産)	所得割 1/2 以内	罹災証明書 盗難届受理 証明書
3/10 以上 5/10 未満		
5/10 以上	所得割 全額	

損害程度 3/10 以上 5/10 未満	合計所得金額が 500万円以下	保険税 1/2	罹災証明書 保険金、損害賠償等の金額が確認できる書類
	合計所得金額が 750万円以下	保険税 1/4	
	合計所得金額が 1,000万円以下	保険税 1/8	
損害程度 5/10 以上	合計所得金額が 500万円以下	保険税 全額	
	合計所得金額が 750万円以下	保険税 1/2	
	合計所得金額が 1,000万円以下	保険税 1/4	

改める。  
別記様式第1号中

「  
国民健康保険税減免申請書  
」を

「  
市使用欄(処理番号)  
国民健康保険税減免申請書  
」に、

「  
税額 円 処理番号  
」を

「  
税額 円  
」に、

「証明書」を「証明書等」に改め、「㊟」を削る。  
別記様式第3号中

「  
記号番号 処理番号  
」を

「  
記号番号  
」に

改める。

別記様式第4号および第5号中「㊟」を削る。

別記様式第7号中「令和2年分」を「令和3年分」に改め、「㊟」を削る。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市告示第156号

草津市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱  
(目的)

第1条 この要綱は、就労する重度障害者等に対し、本事業を実施することにより、重度障害者等の就労

機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する重度訪問介護、同行援護または行動援護の支給決定を本市の援護によって受けている者をいう。
- (2) 重度障害者等就労支援 企業（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合に必要となる略談吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援および4か月目以降の通勤支援等ならびに重度障害者等が自営業者等として働く場合において必要となる通勤や職場等における支援をいう。
- (3) 指定就労支援事業者 前号に定める重度障害者等就労支援を行うものとして、第12条により指定を受けた事業者をいう。
- (4) 支援計画書 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、支援対象範囲を明確にするため、企業が重度障害者等、指定就労支援事業者等と連携して作成するものをいう。
- (5) 重度障害者等就労支援特別事業 重度障害者等就労支援をいう。
- (6) 指定事業者 指定就労支援事業者をいう。

(対象者)

第3条 重度障害者等就労支援特別事業の対象者は、就労している重度障害者等であって、草津市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であって、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できるものを含む。）ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10

第1項第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。

- (2) 自営業者等であって、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該自営業等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの。ただし、前号の対象者および国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者を除く。

(重度障害者等就労支援特別事業費)

第4条 事業の対象となる費用は、別表第1に定める支援提供時間に応じたサービス費の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号）を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）とする。

2 重度障害者等就労支援特別事業費の額は、1月につき、前項に定める額から、別表第2に定める利用者負担額を控除した額とする。

3 次条第2項に規定する決定通知書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、指定就労支援事業者から重度障害者等就労支援事業を受けたときは、前項に定める利用者負担額を負担し、当該指定就労支援事業者に直接支払わなければならない。

(利用申請および決定)

第5条 就労支援給付を受けようとする者は、草津市重度障害者等就労支援給付支給申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより事業の利用の申請を行うものとする。

- (1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し
- (2) 雇用契約書の写し
- (3) 支援計画書（別記様式第2号）
- (4) 自営業者であることを証する書類（自営業者に限る。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就労支援給付の支給の可否を決定し、当該決定の内容を草津市重度障害者等就労支援給付支給（不支給）決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

(有効期間)

第6条 支給決定の有効期間は、前条第2項の規定による支給を決定した日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 受給者は、有効期間満了後も引き続き利用の継続を希望するときは、有効期間満了日までに申請書により改めて市長に申請しなければならない。

(利用方法)

第7条 受給者は、重度障害者等就労支援を受けようとするときは、指定就労支援事業者に決定通知書を提示し、当該事業者に直接依頼するものとする。ただし、申込みを行う指定就労支援事業者は、受給者が支給決定を受けている障害福祉サービスを行う事業所の指定を受けている事業者でなければならない。

(変更申請)

第8条 受給者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、草津市重度障害者等就労支援給付変更申請書(別記様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第9条 市長は、受給者が虚偽その他不正の手段により就労支援給付の支給決定を受けたときは、支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市重度障害者等就労支援給付支給決定取消通知書(別記様式第5号)により支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援給付が支払われているときは、支給決定者に対し、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じるものとする。

(重度障害者等就労支援特別事業費の請求)

第10条 受給者は、重度障害者等就労支援特別事業費の支給を受けようとするときは、指定事業者に当該事業費の請求および受領の権限を委任しなければならない。

2 前項の規定により委任を受けた指定事業者は、重度障害者等就労支援特別事業が行われた日の属する月の翌月の10日までに請求書(別記様式第6号)に草津市重度障害者等就労支援サービス提供実績記録票(別記様式第7号)の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(重度障害者等就労支援特別事業費の支給)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに指定事業者に重度障害者等就労支援特別事業費

を支給するものとする。

(指定事業者の指定要件)

第12条 重度障害者等就労支援特別事業を実施する事業者として、指定を受けることができる事業者は、法第5条に規定する重度訪問介護、同行援護または行動援護を行う事業所の指定を受けている事業者とする。

(指定の申請)

第13条 前条の指定要件を満たし、指定事業者としての指定を希望するもの(以下「申請事業者」という。)は、事業を開始しようとする月の前月の15日までに草津市重度障害者等就労支援特別事業者指定申請書(別記様式第8号。以下「指定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(指定審査)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、その適否を審査し、適当と認めた事業者と委託契約を行う。

(変更の届出等)

第15条 指定事業者は、指定申請書の記載事項に変更があったときは、草津市重度障害者等就労支援特別事業者指定申請書記載事項変更届(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、重度障害者等就労支援特別事業の適正を期するため必要があるときは、受給者に対して報告をさせ、または職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(指定の取消し)

第17条 市長は、指定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の指定を取り消すものとする。

- (1) 第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 重度障害者等就労支援特別事業費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 不正の手段により第14条の規定による指定を受けたとき。
- (4) その他市長が指定事業者として適当でないと認められたとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、重度障害者等就労支援特別事業の支給に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 令和3年4月1日から令和3年4月30日までの間は、申請事業者は、第13条の規定にかかわらず、事業を開始しようとする日までに指定申請書を市長に提出するものとする。

別表第1

重度障害者等就労支援事業	当該重度障害者等が支給決定を受けている障害福祉サービス	重度障害者等就労支援特別事業費
	重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)(以下「報酬告示」という。)別表第2の1のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位
	同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位
	行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する行動援護サービス費の単位

別表第2

受給者の区分	負担上限月額
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に該当する者	37,200円
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に該当する者	9,300円
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に該当する者	4,600円
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に該当する者	0円

※ただし、当該月の基準額の100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。

別記

様式第1号(第5条第1項関係)

草津市重度障害者等就労支援給付支給申請書

年 月 日

草津市長

宛

申請者 住所  
氏名

草津市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用者負担を軽減するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の課税状況について草津市職員が調査することを承諾します。

申請者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
	障害者等の氏名	生年月日	年 月 日
身体障害者 手帳番号	障害者 手帳番号	精神障害者 福祉手帳番号	

利用中の障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	有効期間
	種類と内容等		
支援計画書作成支援について	作成支援の有無	有 / 無	
	契約している相談支援事業所		
希望する支援の内容			

様式第2号(第5条第1項第3号関係)

支 援 計 画 書

利用する助成金等(該当する助成金等の□に印を入れてください。)

- 生涯訪問介護サービス利用者等職域介助助成金
- 高次訪問介護サービス利用者等通称職域助成金

厚労省との連携による重症障害者等就労支援特別事業

(1) 支援を利用する事業者

フリガナ		住所		
氏名				
就業形態	民間企業等で雇用 <input type="checkbox"/> 自営業務に従事 (どちらかに○)	就業開始(予定)年月日	年 月 日	
十分なる障害の種類	身体・知的・精神(複合) <input type="checkbox"/>	障害状況		
障害福祉サービス	重症訪問介護/同行援護/行動援護	支給決定市町村		
サービス提供事業所		特定相談支援事業所		
支援が必要な活動等				

(2) 職場環境等

フリガナ	フリガナ		
事業所名	所在地		
所定労働日	月/日/曜 (例) 月/日/曜/日(祝祭日除外)	労働時間	所定労働時間
勤務場所	自宅内/会社内/自宅兼会社内等( )	休憩時間	
業務内容	ノリ等を使ったメニュー作成 / 軽作業等の業務 / その他		
業務内容詳細			
必要な措置等			
通勤の有無	有/無 (例) 有/無 ( )	経路	
勤務時間中の移動	無し/有 ( )	所要時間(片道)	分
通勤経路(仮想的)	車いす利用/有/無/手押し車/自転車/スクーター/有/無 (入江から徒歩サービス受ける/有/無)		
通勤手段(仮想的)	徒歩/有/無/有 (例) 自転車/有/無/有 (例) 自家用車/有/無 (例) 公共交通機関/有/無 (例) 自家用車/有/無 (例) 公共交通機関/有/無 (例) その他		
通勤経路(仮想的)	( )		
通勤手段(仮想的)	( )		
雇用管理上の担当者名	安全衛生面の担当者名	就業指導者の担当者名	
就業指導者の担当者名	その他担当者名		

(3) 必要な支援内容

支援内容	対象者の標準的な業務の役割と、勤務に対して必要な訪問介護者の介入内容			(A)業務介入等時間の目安 (B)その他必要な支援内容の目安
	訪問介護者の役割	介入内容	(A)業務介入等時間の目安	
始業( )	業務内容			
就業( )				
休憩( )				
終了( )				
<p>(A)業務支援に係る 合計時間(1日) 分程度</p>				
<p>(B)その他必要な支援</p> <p>具体的に介助が必要な場面  <input type="checkbox"/>見守り <input type="checkbox"/>有/無 <input type="checkbox"/>姿勢の調整 <input type="checkbox"/>有/無 <input type="checkbox"/>移乗支援 <input type="checkbox"/>有/無  <input type="checkbox"/>トイレ介助 <input type="checkbox"/>有/無 <input type="checkbox"/>給水 <input type="checkbox"/>有/無 <input type="checkbox"/>休憩交換 <input type="checkbox"/>有/無  <input type="checkbox"/>食事介助 <input type="checkbox"/>有/無 <input type="checkbox"/>衣服着脱 <input type="checkbox"/>有/無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>有/無</p> <p>(B)その他必要な支援に係る 合計時間(1日) 分程度</p>				
<p>(A)業務支援に係る 合計時間(1日) 分程度</p>				
通勤経路(仮想的)	月 日 ~ 月 日 (例) 日(例)日(例)申請年度を指す場合は当該申請年度の3月31日まで)			
通勤手段(仮想的)	月/日/曜 (例) 月/日/曜/日(祝祭日除外)			
介助の必要性	全介助 ○ 一部介助 ○ 見守りのみ (自画自説時点において必要な支援に○をつける)			
訪問介護(前日)～終了時間	介助及び見守りが必要な場面(※一部介助・見守りのみを提供した場合は記載)			
時 時				
時 時				
時 時				

(支援対象者の標準的な業務時間(1日)の目安)年度末までの標準業務時間(1日)を指す。



様式第3号（第5条第2項関係）

第 号  
年 月 日

草津市

草津市長

草津市重度障害者等就労支援給付支給（下支給）決定通知書

草津市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

1 承認（利用できます）

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
障害者等の氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
支給期間		費用負担		

氏名	
内容	

備考 利用する場合は、この通知書を利用する事業所に提示してください。

2 下承認（利用できません）

理由	
----	--

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

草津市長

住所  
氏名

草津市重度障害者等就労支援給付変更申請書

草津市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第8条の規定により届けます。

変更年月日	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)

様式第5号（第9条第2項関係）

第 号  
年 月 日

草津市

草津市長

草津市重度障害者等就労支援給付支給決定取消通知書

年 月 日付けた草津市重度障害者等就労支援給付支給決定について、次のとおり取り消したので通知します。

取消理由	
取消日	
備考	

様式第6号（第10条第2項関係）

請 求 書  
年 月 日

草津市長

事業所在地  
事業所名  
代表者名

金 円

草津市重度障害者等就労支援特別事業費( 年 月分)を請求します。

請求額 円

(振込先) 支払いは、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	
支店名	
普通・当座	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第7号(第10条第2項関係)

草津市重度障害者等就労支援サービス提供実績記録票					年 月 分					
事業者名	サービス提供時間				利用者名	費用単価	利用者負担額	請求額	障害区分	
									サービス提供者	利用者確認印
	開始時間	終了時間	除算時間	算定時間数						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

草津市長 宛

住所 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_

草津市重度障害者等就労支援特別事業者指定申請書

草津市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第13条の規定により届けます。

事業所名	
事業所代表者名	
事業所住所	
電話番号・FAX番号	
障害福祉サービス重度訪問介護事業者番号	
実施する支援内容	
職員体制	
備考	

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

草津市長 宛

住所 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

草津市重度障害者等就労支援特別事業者指定申請書記載事項変更届

草津市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条の規定により届けます。

変更年月日	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)

(令和3年4月1日揭示済み)

# 公 告

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和3年3月18日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
守山市古高町264番地 カーサ・ピュアズC-201号 西村 英明、西村 由佳	草津市新堂町字北黒田38番7	175.00㎡	R3.3.18	1531

(令和3年3月18日揭示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和3年3月18日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市川原二丁目1番36-101号 セレブハイツ 今村 圭悠、今村 倫子	草津市新堂町字北黒田38番10	175.00㎡	R3.3.18	1532

(令和3年3月18日揭示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年3月19日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市野路九丁目10番3-203号 ラコーニアGK 四方 徹	草津市南山田町字鬼塚718番 2 外1筆	219.02㎡	R33.19	1533

(令和3年3月19日揭示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年3月23日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大阪市東淀川区井高野3丁目2番 64-708号 深道 正幸	草津市矢橋町字美濃街道916 番1	499.53㎡	R33.23	1534

(令和3年3月23日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和3年3月23日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市南笠町1904番地215 横江 茂宗	草津市矢橋町字中ノ沢382番 3	238.07㎡	R3.3.23	1535

(令和3年3月23日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施  
行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基  
づき次のとおり公告する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-142
- (2) 工事名 (仮称) 矢倉認定こども園整備工  
事（建築）
- (3) 工事場所 草津市矢倉二丁目
- (4) 工事概要 既存棟大規模改修  
概要 既存園舎棟の改修工事  
(保育室等改修)  
規模 鉄筋コンクリート造 2  
階 約492㎡  
一階建て既存棟解体  
概要 絵本室、保育室、便所の  
解体  
規模 鉄骨造 1階 約152㎡  
増築棟建設  
概要 増築棟を建設  
規模 鉄筋コンクリート造 2

階 約298㎡

諸室 保育室、配膳室、給食用  
小荷物昇降機、便所、子  
育て支援室兼絵本室、会  
議室、教材庫

その他

概要 外構工事等 一式

(5) 工事期間 契約締結日から令和4年3月25日  
まで

2 予定価格 213,157,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則およ  
び関係諸法令に基づき執行する。  
また、電子入札とし、草津市電子  
入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第  
167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく  
更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開  
始の決定を受けている者を除く。）または民事再  
生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続  
開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定  
を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

滋賀県草津市大路三丁目1番33号

Arimoto Design Works株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において建築工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇

用関係があること。

## 6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年3月31日午前9時から令和3年5月7日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

## 7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年3月31日午前9時から令和3年4月16日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年4月20日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

## 8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年5月10日午前9時から令和3年5月11日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

### (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

(ア)条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

(イ)最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

(ウ)建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

(エ)主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証

<p>明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し</p> <p>(オ)主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し</p> <p>(カ)主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し</p> <p>(キ)主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料</p> <p>(ク)見積内訳書</p> <p>(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。</p> <p>9 開札</p> <p>(1) 開札日時 令和3年5月12日 午前10時00分から</p> <p>(2) 開札場所 草津市役所契約検査課</p> <p>10 落札者の決定方法</p> <p>予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。</p> <p>また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。</p> <p>11 積算疑義申立て手続きに関する事項</p> <p>(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。</p> <p>(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。</p> <p>(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。</p> <p>(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。</p> <p>13 契約条項を閲覧する場所</p>	<p>草津市総務部契約検査課</p> <p>14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。</p> <p>15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。</p> <p>16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。 なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。</p> <p>17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。</p> <p>18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。</p> <p>19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業者の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。</p> <p>21 その他必要事項</p> <p>(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。</p> <p>(2) 共同企業体での参加は認めない。</p> <p>(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。</p> <p>(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。</p> <p>(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。</p> <p>(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業</p>
--	--

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に仮契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和3年3月31日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
蒲生郡竜王町大字山面373番地 51、草津市川原一丁目7番39-103 号 フェアリーⅡ 網濱 俊介、網濱 元嗣	草津市下笠町字加廟1179番2 外2筆	498.65㎡	R3.3.31	1536

（令和3年3月31日揭示済み）



公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づく公告の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市児童遊園条例第2条の規定に基づく公告（昭和63年4月30日）の一部を次のように改正する。

表中「草津市芦浦町319番6」を「草津市芦浦町319番14」に改める。

付 則

この公告は、令和3年3月31日から施行する。

（令和3年3月31日掲示済み）

公 告

草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第4条第1項の規定に基づき負担区を定めたので、同条第2項の規定に基づき公告する。

令和3年3月31日

草津市長 橋 川 渉

第2負担区

- (1) 追加の区域 草津市野路町の一部  
草津市南笠町の一部

- (2) 追加の地積 7.06ha

第3負担区

- (1) 追加の区域 草津市岡本町の一部  
草津市下寺町の一部

- (2) 追加の地積 0.57ha

（令和3年3月31日掲示済み）

公 告

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第6条および第14条の規定に基づき、令和3年度草津市公共下水道事業受益者負担金および分担金の賦課対象区域を次のとおり定める。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

賦課対象区域

[駒井沢第二処理分区] 駒井沢町、新堂町、芦浦町、長束町、上寺町の各一部

[駒井沢第三処理分区] 駒井沢町の一部

[駒井沢第四処理分区] 集町の一部

[駒井沢第五処理分区] 駒井沢町、片岡町、北大萱町、下寺町、芦浦町、志那中町の各一部

[草津北第一処理分区] 集町の一部

[草津北第二処理分区] 上笠一丁目の一部

[草津北第三処理分区] 上笠一丁目、上笠四丁目、野村五丁目、平井二丁目、下笠町の各一部

[草津西第一処理分区] 西草津一丁目、草津町、木川町の各一部

[草津西第二処理分区] 山田町、南山田町、木川町の各一部

[草津中央処理分区] 東草津二丁目、東草津三丁目の各一部

[草津南第二処理分区] 矢橋町の一部

[草津南第三処理分区] 追分五丁目、追分南一丁目、追分南二丁目、追分南九丁目、矢倉一丁目、東矢倉四丁目、野路四丁目、野路東四丁目、橋岡町、笠山二丁目、笠山三丁目、笠山六丁目の各一部

[矢橋処理分区] 矢橋町、橋岡町の各一部

[新浜処理分区] 野路町、南笠町、矢橋町の各一部

[岡本処理分区] 岡本町の一部

[草津東第二処理分区] 岡本町、馬場町の各一部

[草津東第三処理分区] 岡本町の一部  
 [草津東第四処理分区] 青地町、山寺町の各一部  
 [下戸山第二処理分区] 山寺町の一部

(令和3年4月1日揭示済み)

### 議会規則

草津市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

草津市議会議長 西田 剛

草津市議会規則第1号

草津市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

草津市議会議員政治倫理条例施行規則（平成20年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

印	代筆をした場合(地方自治法第74条第9項および第9項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。)		
	代筆者の住所	代筆者の氏名	代筆者の印

」を

「

代筆をした場合(地方自治法第74条第9項および第9項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。)	
代筆者の住所	代筆者の氏名

」に

改める。

別記様式第5号および別記様式第6号中「印」を削る。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月25日揭示済み)

### 教育委員会規則

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第1号

草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立草津アミカホール条例施行規則（平成4年草津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「6月前の日」の右に「の属する月」を加える。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第2号中「、リハーサル室および楽屋（和室・洋室）」を「およびこれと同時に使用する施設」に、「および研修室」を「、研修室およびリハーサル室」に改める。

付 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別記様式第1号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月25日揭示済み)